

証券総合サービス 約款・規定集 一部改定 新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
表紙	表紙
金融サービス提供法に係る重要事項（リスク）の説明・・・53	金融商品販売法に係る重要事項（リスク）の説明・・・53
第3章 振替決済口座管理約款	第3章 振替決済口座管理約款
第26条 （会社の組織再編等に係る手続き）	第26条 （会社の組織再編等に係る手続き）
(1) 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、 <u>株式交付</u> 、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加もしくは減少の記載又は記録を行います。	(1) 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加もしくは減少の記載又は記録を行います。
第11章非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款	第11章非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款
第1条 （約款の趣旨）	第1条 （約款の趣旨）
(1) この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当社に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号及び第6号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。	(1) この約款は、お客さまが租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当社に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、 <u>及び第4号</u> に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
第9条の2 （累積投資勘定終了時の取扱い）	第9条の2 （累積投資勘定終了時の取扱い）
(1) (現行どおり)	(1) (省 略)
(2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものいたします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 ①お客さまから累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期間までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ②前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管	(2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものいたします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。 ①お客さまから累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期間までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ②前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管
第12章未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款	第12章未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款
第2条 （未成年者口座開設届出書等の提出）	第2条 （未成年者口座開設届出書等の提出）
(1) (現行どおり)	(1) (省 略)
(2) (現行どおり)	(2) (省 略)
(3) (現行どおり)	(3) (省 略)
(4) お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日又は <u>2023年12月</u>	(4) お客さまがその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日又は <u>2024年1月</u>

新	旧
<p>31 日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5) (現行どおり)</p>	<p>1 日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p>(5) (省 略)</p>
<p>第 5 条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下「5 年経過日」といいます。）の翌日に、設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5 年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に、設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5 年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</p> <p>③ (現行どおり)</p>	<p>第 5 条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下「5 年経過日」といいます。）の翌日に、<u>同日</u>に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5 年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</p> <p>③ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に、<u>同日</u>に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5 年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</p> <p>③ (省 略)</p>
<p>第 27 条 (本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～③ (現行どおり)</p> <p>④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第 11 条の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。） <u>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定により「未成年者口座廃止届出書」の</u></p>	<p>第 27 条 (本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第 11 条の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。） <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」</u></p>

新	旧
<p>提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ （現行どおり）</p> <p>⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、<u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合</u> 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p>	<p>の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ （省 略）</p> <p>⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、<u>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合</u> 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p>
<p>〈金融サービス提供法に係る重要事項（リスク）の説明〉</p> <p>「<u>金融サービスの提供に関する法律</u>」（平成13年4月1日施行）により、金融商品取引業者等はお客さまに金融商品をご購入いただく際に、同法律で必要とされている重要事項（リスク）について説明することが義務づけられております。</p> <p>つきましては、国内及び外国証券の株式・債券・転換社債についての重要事項（リスク）を以下に記載させていただきますので、お客さまにおかれましては、記載事項をよくお読みのうえ、それぞれの商品をご購入ください。なお、投資信託につきましては、ご購入時に「目論見書」をご覧になり、その内容をご確認ください。</p>	<p>〈金融商品販売法に係る重要事項（リスク）の説明〉</p> <p>「<u>金融商品の販売等に関する法律</u>」（平成13年4月1日施行）により、金融商品取引業者等はお客さまに金融商品をご購入いただく際に、同法律で必要とされている重要事項（リスク）について説明することが義務づけられております。</p> <p>つきましては、国内及び外国証券の株式・債券・転換社債についての重要事項（リスク）を以下に記載させていただきますので、お客さまにおかれましては、記載事項をよくお読みのうえ、それぞれの商品をご購入ください。なお、投資信託につきましては、ご購入時に「目論見書」をご覧になり、その内容をご確認ください。</p>

以上